

⑧<<雇用>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 提案主体からの意見 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|---|------------------|------------------------|--|--|---|--|-----------------|--|--|-----------------|---|
| 1 | 福岡市 | 障がい者の就労支援における在宅ワークの標準化 | <p>【現状(課題)】 ・障がい者の就労支援は、原則、通所により行うこととされている。 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度に限り、本人の希望に応じて在宅でのサービス利用が可能となっている。</p> <p>【提案内容】 ・現行、国通知により、「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」のみ、在宅でのサービス利用が認められているが、「本人の希望に応じて」在宅でのサービス利用ができるようにする。</p> | <p>・国通知により、就労移行支援事業所または就労継続支援事業所における在宅でのサービス利用は、「通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」に限られている。</p> | <p>就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号通知) 5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について (3)在宅において利用する場合の支援について</p> | <p>左記通知で事業所に必要な要件(5(3)①ア～キ)については事前に事業所からの届出により確認する(届け出た事業所のみ在宅でのサービス提供を可能とする)また、定期的な実地検査を行う。</p> | 厚生労働省 | <p>就労系障害福祉サービスの在宅でのサービス利用に係る取扱いについては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う年度内の取扱いとして、「在宅でのサービス利用を希望する者である」と判断した場合による支援効果が認められると市町村が判断した場合には、令和3年度以降は常時の取扱いとして引き続き実施する方向で検討している。</p> | <p>○障がい者の就労支援サービスにおける在宅ワークの標準化については、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う年度内の臨時的な要件緩和の取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとして引き続き実施することを検討して頂いているところであると回答を頂いておりますが、令和3年度以降の制度について以下の事を考慮し検討頂きたい。 ・制度の運用に関して自治体の柔軟な運用を可能としていただきたい。(対象者や事業所の要件確認方法等) ・多様な働き方の推進の観点から、在宅でのサービス利用を希望する者に対しては、特段の事情がない限り利用できるような制度にして頂きたい。</p> | 厚生労働省 | <p>当該提案に係る取扱いについては、令和3年3月30日付けの「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(障発第0330第2号)において、在宅でのサービス利用が可能な者を「在宅でのサービス利用を希望する者である」と市町村が判断した利用者」に改正し対応している。本通知に係るご意見等については当課に直接お問い合わせいただきたい。</p> |